

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次5月～10月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 高等学校2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 福岡県教育委員会を通じて教育実習校を確保しているほか、工学部・情報工学部それぞれ近隣の福岡県立小倉工業高等学校・福岡県立嘉穂総合高等学校と個別に実習生受け入れに関して協定を締結している。
④	実習内容 授業（授業参観と授業担当（研究授業を含む））、課外活動の指導、放課後の研究指導の受講、学級経営の参加、特別活動の指導、学習指導案の作成、教材準備等を行う。
⑤	実習生に対する指導の方法 教育実習に臨むための準備段階として、教職課程における指導の中で教育者としての自覚を促し、観察・参加・実習という方法で教育の実践に関わるための基礎的な知識・技能を育成する。さらに、実習中及び実習後の指導において、実習中の体験をもとに自己の課題を理解し、教育実践に関する能力の伸長を目指しており、以下の方法で実施している。 1. 事前指導において、実習生へ実習に関する諸注意や心構えなど指導講話を実施 2. 教科教育法にて、模擬授業の実施・検討 3. 教育実習（「実習作業の学習と事務」「課題作業の経験と作業後の反省」「観察並びに見学」） 4. 事後指導において教育実習の評価 なお、指導に関しては、一部の高等学校において教職専任教員および教科担当教員が、実習校の指導教諭と打ち合わせの上、行っている。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 教育実習担当教員が、学生の事前・事後の状況および実習校から提出された「教育実習成績表」等の資料に基づき評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 「事前指導」時期：3年次12月～4年次7月 時間数：22時間 「事後指導」時期：教育実習終了後 時間数：8時間

② 内容（具体的な指導項目）

「事前指導」

1. 交流実習（事後指導の学生に教育実習に関しての注意点等を確認する）（2時間）
2. 教育実習の目的や意義、内容についての説明（大学教員による講義）（4時間）
3. 人権教育（人権同和も含めた講義）（2時間）
4. 模擬授業および教育実習を始めるにあたっての心構え、学習指導、生活指導、実習態度についての指導（14時間）

「事後指導」

1. 実習の報告および自己評価、報告会の資料作成（2時間）
2. 事後指導における報告（4時間）
3. 交流実習（事前指導の学生と教育実習に関して報告及び省察を実施）（2時間）

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

教育実習におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導として、事前指導において学生が加害者にならないように指導している。加えて学生が被害を受けた場合の相談窓口として教職課程の担当教員および学部教務係が窓口となる連絡体制について周知し、相談内容や状況に応じ大学等として適切な対応を行うことについても指導している。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

各学部との連絡調整：教学関連本部会議、教職課程ワーキンググループ

各学科との連絡調整：工学部教務委員会、工学部教職課程教育実施専門部会、情報工学部教務委員会、情報工学部教職課程運営委員会、教養教育院教育委員会、教養教育院教職課程専門部会

・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

教学関連本部会議

(1)教育高度化本部長、(2)教育連携本部長、(3)学習教育センター長、(4)工学部及び情報工学部の教務委員会委員長各1名、(5)工学府学務委員会委員長、(6)情報工学府大学院委員会委員長、(7)生命体工学研究科学務専門部会長、(8)教養教育院教育委員会委員長、(9)教育支援課長、(10)教育連携課長、(11)その他特に教育高度化本部長が必要と認める者若干名

教職課程ワーキンググループ

(1)教学関連本部会議委員の中から教育高度化本部長が推薦する者1名、(2)工学部教務委員会のもとにある教職課程教育実施専門部会の委員の中から工学部教務委員会委員長が推薦する者1名、(3)情報工学部教務委員会のもとにある教職課程運営委員会の委員の中から情報工学部教務委員会委員長が推薦する者1名、(4)教養教育院教育委員会のもとにある教職課程専門部会の委員の中から教養教育院教育委員会委員長が推薦する者1名

工学部教務委員会

(1)学部長が指名する委員長、(2)各コースから推薦された者各1名

工学部教職課程教育実施専門部会

(1)教務委員会委員長、(2)各コースから推薦された者各1名、(3)教養教育院から推薦された者1名、(4)教職に関する専門教育科目を担当する専任教育職員若干名

情報工学部教務委員会

(1)学部長が指名する者1名、(2)各分野の教育を担当する教授、准教授及び講師の中から推薦された者各1名、(3)教養教育院の教授、准教授及び講師の中から推薦された者1名、(4)副学部長

情報工学部教職課程運営委員会

(1)教務委員会委員の中から教務委員会が推薦する者1名、(2)各分野の教育を担当する教授、准教授及び講師の中から推薦された者各1名、(3)教養教育院の教授、准教授及び講師の中から推薦された者1名、(4)教養教育院長が推薦する教職専任教育職員若干名

教養教育院教育委員会

(1)人文社会系の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名、(2)言語系の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名、(3)教養教育院事務課長、(4)その他、教養教育院長が指名する者若干名

教養教育院教職課程専門部会

(1)教職に関する専門教育科目を担当する者2名以上、(2)次に掲げる授業科目区分ごとに当該授業科目区分の教育を担当する専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者 ア 人文社会系科目1名、イ 体育系科目1名、ウ 英語系科目1名、(3)その他教育委員会委員長が必要と認めた者若干名

- 委員会等の運営方法

教学関連本部会議

構成員の過半数の出席により成立する。議事は、出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。教職課程に関することを含む、教育に係る重要事項を審議する。審議事項について、具体的事案の対応等を検討するため、必要に応じてワーキンググループをおくことができる。

教職課程ワーキンググループ

ワーキンググループ長が必要に応じてワーキンググループを招集し、その議長となる。委員の過半数の出席により成立する。議事は、出席議員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ワーキンググループでの議事の結果は、教学関連本部会議へ報告する。

工学部教務委員会

委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て代理者を出席させることができる。

委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

工学部教職課程教育実施専門部会

専門部会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

専門部会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

情報工学部教務委員会

委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て代理者を出席させることができる。

委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

情報工学部教職課程運営委員会

委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て代理者を出席させることができる。

委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

教養教育院教育委員会

委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て代理者を出席させることができる。

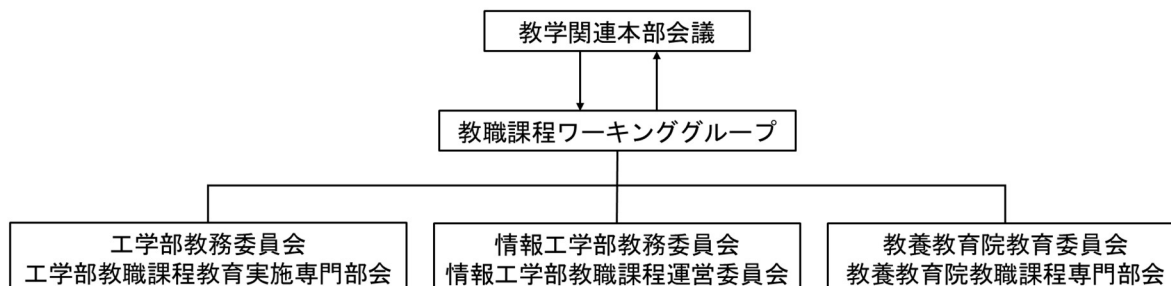
委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

教養教育院教職課程専門部会

部会は、委員の過半数の出席により成立する。

委員に事故があるときは、あらかじめ部会長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

部会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【委員会の組織図】

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・ 委員会等の名称

各学部との連絡調整：教学関連本部会議、教職課程ワーキンググループ

各学科との連絡調整：工学部教務委員会、工学部教職課程教育実施専門部会、情報工学部教務委員会、情報工学部教職課程運営委員会

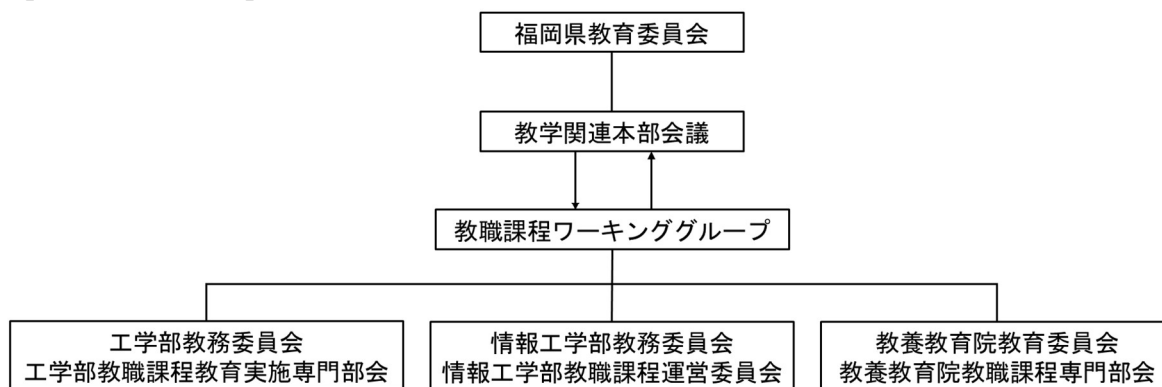
・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

①のとおり

・ 委員会等の運営方法

①のとおり

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

【工学部工学科】

1. 「教育の基礎的理解に関する科目等」より10単位以上を修得し、かつ「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」から24単位以上、計34単位以上を修得した者でなければ、教育実習は履修できない。なお、「教科及び教科の指導法に関する科目」の中には必ず「工業教科教育法」を含むこと。
2. 教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。
3. 教育実習に行くためには、別途に開講する「同和教育」を受講しておかなければならない。

【情報工学部情報工学科】

1. 各科目について、教育の基礎的理解に関する科目等を16単位以上、教科及び教科の指導法に関する科目より教科教育法Ⅰ及び教科教育法Ⅱを含み大学が独自に設定する科目と併せて24単位以上取得していること。
2. 教育実習「事前指導（人権教育を含む）」を受講し終えていること。

5 実習校			
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	高等学校 1 6 6 0 学級
○	×	学校名	福岡県立小倉工業高等学校（福岡県北九州市小倉北区白萩町6-1） 学級数：15 生徒数：575人
		教員数	46人（内訳）教諭41人、講師5人
○	×	学校名	福岡県立嘉穂総合高等学校（福岡県嘉穂郡桂川町土師1117-1） 学級数：12人 生徒数：374人
		教員数	41人（内訳）教諭34人、講師5人、養護教諭2人
○	×	教育委員会名	福岡県教育委員会
			高等学校：90校

承 諾 書

九州工業大学工学部の教職課程認定申請に伴い、令和8年4月から本校が教育実習校として指定されることを承諾します。

令 和 6 年 10 月 22 日

所在地 北九州市小倉北区白萩町6番1号

学校名

校長名

福岡県立小倉工業高等学校

校長 伊 藤

学 校 長 印



九州工業大学工学部長 美 藤 正 樹 殿

6 教高第 2 2 5 1 号

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

九州工業大学

工学部長 美藤 正樹 様

福岡県教育委員会教育長



教育実習受入承諾書について

令和 6 年 1 0 月 2 5 日付にて依頼がありました標記の件につきましては、「福岡県立学校教育実習実施要綱」及び「福岡県立学校教育実習実施細目」に基づき手続された場合、貴学（設置認可された場合。以下同様）からの教育実習を県立学校で受け入れることを承諾します。

なお、教育実習校長（県立学校長）の判断により、受け入れることができない場合もありますので御了承ください。

教育実習生の受け入れに関する覚書

九州工業大学情報工学部（以下「大学」という。）と福岡県立嘉穂総合高等学校（以下「高校」という。）は、教育実習生の受け入れについて、次のとおり覚書を手交する。

（教育実習生の受け入れ）

第1条 高校は、大学の教育実習生を受け入れる。

（教育実習の期間）

第2条 教育実習の期間は、高校で定めた期間とする。

（申し込み手続き）

第3条 大学は、福岡県教育委員会が定めた福岡県立学校教育実習実施要綱に従い、高校で定めた教育実習の申し込み時期に申し込む。

（受け入れの決定）

第4条 教育実習生の受け入れの決定は高校が行い、その結果を所定の時期までに大学に通知する。

2 高校における教育実習生の受け入れ枠を越えた場合は、大学の教育実習生を受け入れないことがある。

（教育実習の辞退）

第5条 高校が教育実習承諾書を受領した後に教育実習を辞退する場合は、大学は速やかに高校及び福岡県教育委員会に辞退届を提出する。

（教育実習の中止）

第6条 教育実習受入れ承諾後、又は教育実習中に教育実習生として相応しくない行為等があれば、高校の校長は大学及び福岡県教育委員会に連絡し、それに基づいて大学は教育実習を中止させることがある。

（教育実習経費）

第7条 教育実習に必要な経費は、教育実習生又は大学の負担とする。

（有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成33年4月1日から始まり平成34年3月31日をもって終わる。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合には、両者間で協議するものとする。

平成29年2月15日

飯塚市川津680-4

九州工業大学情報工学部

学部長 梶原 誠 司



平成29年2月15日

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師 1117-1

福岡県立嘉穂総合高等学校

校長 林田 作 実



6教高第2251号

令和6年11月19日

九州工業大学

情報工学部長 坂本 比呂志 様

福岡県教育委員会教育長



教育実習受入承諾書について

令和6年10月30日付にて依頼がありました標記の件につきましては、「福岡県立学校教育実習実施要綱」及び「福岡県立学校教育実習実施細目」に基づき手続された場合、貴学（設置認可された場合。以下同様）からの教育実習を県立学校で受け入れることを承諾します。

なお、教育実習校長（県立学校長）の判断により、受け入れることができない場合もありますので御了承ください。